

- 2) 取得用地に未登記のものがあった。
 過年度分 868筆
 見 1件 (財産1)
- 取得用地の未登記解消について、用地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済
- ①河川使用料
 平成21年度に債務者から納入誓約書を徴した1件及び破産手続き又は競売手続き中である他3件について、引き続き、関係者に納入を督促していく。
- ②工事前払い金返還利息
 破産手続廃止により回収不能であることが確定した1件及び登記簿上は存在するが所在が明らかでなく時効が到来したと考えられる2件については、不納欠損処理の手續きに向け関係課等と協議を行う。
- 2) 未登記 (意見に対して講じた措置を含む)
 当事務所管内では、多くの起業地が山間地であり、相続問題等で現所有者への所有権移転登記がなされないままになっているものや公図と現況が一致しないものが数多く、本年度は11月末までに20筆解消し、848筆となった。
 今後も、用地課の処理方針に沿って、過年度未登記の解消に努めていく。

○県土整備部富士・東部建設事務所 (本所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月24～25日
 委員監査 平成22年6月17日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (収入1、財産1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- ①河川使用料
 過年度分 3件 72,580円
- ②道路使用料
 過年度分 1件 10,560円
- ③工事契約の解除に伴う前払金返還利息等
 平成15年度分 2件 310,060円 平成17年度分 1件 113,886円
 平成20年度分 1件 31,636円 合計 4件 455,582円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 518筆 平成21年度分 14筆 合計 532筆
 見 1件 (財産1)
- 取得用地の未登記解消について、用地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 引き続き債権回収に努めていくとともに、債務者の倒産等により時効を迎えたものは、今後の回収が見込めないため、議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当であると考えられる。不納欠損処理に向け、関係課と協議を行う。
- 2) 今後も未登記の解消に努めるとともに、新規未登記が発生しないように努めていく。

意見に対して講じた措置

未登記の原因は、地図と現況の不一致や相続人が多数に上ることなどである。今後は、法務局などの協力を得る中で、未登記案件の再調査・分類を行い、比較的可易なものか

ら集中的に処理を行うなど、新たな取り組みを行い、用地課と連携しながら引き継ぎ未登記の解消に努めていく。

○県土整備部富士・東部建設事務所 (吉田支所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月26～28日
 委員監査 平成22年6月17日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 3件 (収入1、工事1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- ①河川使用料
 平成21年度分 1件 255,920円
- ②道路使用料
 過年度分 1件 1,400円 平成21年度分 4件 7,165円 合計 5件 8,565円
- ③工事契約の解除に伴う前払金返還利息
 平成21年度分 1件 60,800円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 274筆 平成21年度分 22筆 合計296筆
- 3) 道路工事において、住宅の撤去完了を前提に工事発注を行ったが、住宅の撤去が期限内に完了しなかつたため、県は工事中止命令・工期延長通知等すべきところを請負業者に工期延長願いを申請させて工期延期していた。結果として、工期延期に係る変更契約を当初工事完成予定日の前日に締結していた。

意見 1件 (財産1)

取得用地の未登記解消について、用地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 歳入に関する収入未済
- ①河川使用料
 繰り返し督促を行った結果、全額を収納済みである。
- ②道路使用料
 平成21年度分については、全額を収納済みである。過年度分については、引き続き督促を行い、納付を促していく。
- ③工事契約の解除に伴う前払金返還利息
 毎月、分割で収納しており、今年度末には全額収納できる見通しである。
- 2) 取得の未登記
 平成21年度分は、年度末に契約した用地の登記が翌年度にずれ込んだものであり、全筆登記を完了している。
 過年度分については、年間10%の解消を目標として取組を行っている。
- 3) 道路工事に係る工期延期の手續き
 工期延期手續きの適正化を職員に徹底するとともに、厳正なチェックを実施している。

意見に対して講じた措置

取得用地の未登記解消
 未登記の原因は、地図と現況の不一致や相続人が多数に上ることなどである。県土整備部用地課との連携の下、法務局などの協力を得る中で、未登記案件の再調査・分類を行い、比較的可易なものから集中的に処理を行うなど、新たな取り組みを行い、引き継ぎ未登記の解消に努めていく。

○出納局会計課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月5日

委員監査 平成22年8月27日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

給与に係る過年度れい入金 平成18年度分 1件 97,740円

指導事項に対して講じた措置

1) 給与に係る過年度れい入金に伴う収入未済に対するその後の措置状況については、次のとおりです。

・代理人(弁護士)に対し納入依頼の後、納入通知書を送付。

○出納局管理課

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月5日

委員監査 平成22年8月27日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (契約1)

1) みどり自然課分の物品要求書において、物品購入の単独随意契約理由が脆弱なものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

1) 物品購入等にあつては、財務規則等に適合して合理性があり、かつ独占販売店証明が添付されているなど根拠が明確に確認できるものについてのみ、随意契約とし見積合わせ省略とするように物品の要求所属を今後とも指導するとともに、発注機関としても徹底していく。

また、入札や見積合わせを省略する合理性のないものについては、入札等を行い、競争性の確保に努めていく。

○企業局総務課

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月24～25日

委員監査 平成22年7月22日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

意見 1件 (給与1)

交替制勤務職員の通勤手当について、勤務実態に合わせた支給方法を検討されたい。

意見に対して講じた措置

実態を把握し、検討していきます。

○企業局早川水系発電管理事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月15日

委員監査 平成22年7月13日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (給与1)

1) 給与の年末調整事務において、扶養親族区分に入力誤りがあつた。

指導事項に対して講じた措置

1) 甲府税務署に源泉所得税の脱納額還付請求をし、8月25日に還付を受け、9月16日に本

人に差額分を返金した。また、人事給与システムを入力して確認用に印字する年末調整扶養控除等申告内容確認表(1)及び同(2)を確認する際に、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」を用いて2人以上で必ず確認することとした。

○企業局石和温泉管理事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月18日

委員監査 平成22年7月14日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

温泉供給収益収入

過年度分 契約先数 11件 9,238,140円

平成21年度分 契約先数 23件 2,792,752円 合計 契約先数 34件 12,030,892円

指導事項に対して講じた措置

1) 短期未納者に対しては、電話での請求や直接訪問することにより、未収金を徴収している。

滞納が長期化するおそれのある者に対しては更に督促を強化するとともに、連絡がつかない未納者や悪質な未納者に対しては、山梨県営石和温泉給湯規程及び給湯契約書の規定に基づき給湯停止や契約解除等の措置を講じている。

○教育庁義務教育課

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月6日

委員監査 平成22年8月30日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (物品1)

1) 学校評価実践研究事業(国委託事業)の手引書の印刷において、原簿の修正が多くなり、納期限を変更した。この結果、国との委託契約期間内の事業完了が不可能となり、印刷代を果費で支出していた。

指導事項に対して講じた措置

1) 原簿については、通常、その内容について所属内で精査した上で発注すべきであるが、この事業は十分な検討、精査が行われないうまま発注されたものである。当事業以降、発注の際はその内容について十分精査するとともに所属内で決裁を受け、入稿の際は文字の校正等にとどめるように努めている。

○教育庁高校教育課(新しい学校づくり推進室)

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月6日

委員監査 平成22年8月30日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 4件 (収入2、財産1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①教育奨励資金貸付金償還金

過年度分 11,759,400円 平成21年度分 677,600円 合計 51件 12,437,000円

②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金

過年度分 7,786,339円 平成21年度分 710,451円 合計 17件 8,496,790円

- ③定時制課程等修学奨励金返還金
 過年度分 8件 768,000円
- 2) 山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則第11条に規定する当該資金に係る借用証書が未提出のものがあった。
 - 3) 施設用地として借受けている財産について、移動報告がされておらず借受財産台帳が作成されていなかった。
 - 4) パソコン等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。(3件)

指導事項に対して講じた措置

- 1) 貸付金の返還事務については、滞納者に対して文書及び電話で督促し、未収金の回収に努めている。さらに連絡がつかない場合には夜間に電話したり、訪問するなど対応をしている。
- 2) 借用証書未提出者に対しては、現住所等の現況調査をすすめながら制度の趣旨について理解を得るとともに、借用証書の提出を求めていく。
- 3) 速やかに移動報告をし、借受財産台帳を作成した。
- 4) 速やかに占有物品受入調書を作成した。

○教育庁社会教育課(新図書館建設室)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月29日
 委員監査 平成22年8月30日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) パソコンのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。(1件)

指導事項に対して講じた措置

- 1) 当該パソコン(リース契約期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日)についての占有物品受入調書の作成は、契約開始年度のみ可能(出納局管理課調度担当に確認済)であるため、整備することができなかった。
- リース契約更新後の占有物品受入調書については、整備済である。

○教育庁スポーツ健康課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月6日
 委員監査 平成22年8月30日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 平成20年度国体選手派遣費補助金について、概算払いを行ったが、補助金の交付規則に定める実績報告書の提出期限が大幅に遅延していた。このため、実績報告書で精算金が生じたが、出納整理期間内に収納事務が間に合わず、平成21年度の繰入で処理していた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 団体監督会議などの国体参加競技団体が出席する会議において、補助金交付規則に定める実績報告書の提出期限を厳守するとともに、競技団体あての通知書類に提出期限の表示を強調した。
- また、担当者が書類の提出状況を管理するためチェックリストを作成し、提出期限までに提出が無い競技団体への指導を厳密に行うこととした。

○県議会事務局

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月11～12日
 委員監査 平成22年9月2日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (物品1、支出1)
- 1) 年賀はがきを資金前渡で購入したが、山梨県財務規則第149条に規定する物品購入報告書が作成されていなかった。
 - 2) 政務調査費の広報費のうち、広報誌の印刷代については、政務調査費の対象となる部分の費用按分がされていたが、その広報誌の新聞折り込み代について、費用按分がされていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 今後は、資金前渡で購入したはがきについては、山梨県財務規則第149条に規定される物品購入報告書の作成等適正に処理する。
- なお、平成22年度については、物品購入報告書の作成等適正に処理した。
- 2) 今後は、議員から提出された書類の審査等において、より一層、内容の精査を行い適正な処理を図る。当該議員から、新聞折込代についても費用按分がされた訂正に関する書類の提出があつた。なお、訂正後の支出額が交付額を上回っているため、返還は生じない。

○警察本部

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年8月3～4日、8月12日
 委員監査 平成22年8月18日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①放置違反金	過年度分 12件 171,800円	平成21年度分 8件 107,000円	合計 20件 278,800円
②弁償金	過年度分 1件 456,500円		

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①平成22年6月30日時点で、放置違反金収入未済額は、20件 278,800円であつた。これらは、催促状、電話及び臨戸により任意納付を促したものの滞納者の所在不明、私財不足等のため収入未済となつたものである。
- その後、継続的に滞納処分を視野に入れた電話、臨戸等を行い徴収に努めた結果、平成22年12月末現在の未済額は、11件 156,800円となつた。
- 今後も、滞納者の収入や資産状況等の調査や所在不明者の所在調査を継続する。
- ②交通事故により破損した信号機復旧に係る弁償について、全額弁済を督促しているが、債務者の資力が乏しいことから、分割かつ不定期な納付にとどまり、収入未済が生じたものである。
- このため、債務者と面談するなどして、その収入や資産状況等の把握と納付の督促に努めてきたところであり、今後もこれを継続する。